

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和 事前確認のご案内

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

申請受付期間は、
4月・5月分：2021年6月18日～8月15日
6月分：2021年7月1日～8月31日
7月分：2021年8月1日～9月30日
8月分：2021年9月1日～10月31日

2021年新規開業特例による申請希望者は、事務局が設置する登録確認機関以外の登録確認機関で事前確認を受けることはできません。

一時支援金の事前確認とは

- **不正受給や誤って受給してしまうことの対応**として、申請予定者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。
- 具体的には、「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の**形式的な確認**を行います。
- なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、**申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません**。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけでは**ありません**。

手続きのポイント～事前確認から提出書類まで

- 1 申請前に、登録確認機関で**事前確認を受ける**必要があります。
- 2 事前確認については、電話による質疑応答のみで、簡単に事前確認を受けることができる。**所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関での事前確認をお勧めします**。登録確認機関が見つからない場合は、事務局の相談窓口までご相談ください。
- 3 **一時支援金を受給している場合**又は**月次支援金の申請に際して事前確認を受けた場合**、新たな月次支援金の申請を行う際は、基本的には改めて事前確認を行う必要はありません。
- 4 **2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての確定申告書が必要**です。
- 5 はじめて月次支援金の申請を行う場合は、全ての提出書類を提出する必要がありますが、2回目以降の申請における提出書類は、基本的には、対象月の売上台帳等となります。なお、**一時支援金の受給に際して提出いただいた書類も、改めて提出いただく必要はありません**。ただし、既存の提出書類に**修正・追加の必要がある場合には、修正後・追加の書類を提出**していただきます。提出書類の他に対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の**影響を受けたことを示す証拠書類等の保存**（7年間）が必要ですが、同保存書類は、**申請時の提出は不要**です。
- 6

- 1 **アカウントの申請・登録**（申請ID発番）
・事前確認に必要な書類の準備
- 2 事務局のWEBサイトから**身近な登録確認機関を検索**
・登録確認機関に**事前確認の依頼・事前予約**（電話又はメール）
★事前予約せず登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。
- 3 **事前確認の実施**
⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認
- 4 事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、**事務局に申請**

事前確認フローと確認書類について

商工会/商工会議所の会員の方は当該商工会/商工会議所に、農協/漁協の組合員の方は当該農協/漁協に、中小企業団体中央会の会員の方は中小企業団体中央会に、金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関に、顧問の士業がいる方は当該士業に確認を依頼してください。

事前確認の実施日：2021年 月 日 ※**全部確認の場合**

確認の種類： 全部確認 一部確認（申請希望者が自らの会員、顧問先又は事業性融資先等の場合）

事業形態： 法人 個人事業主（事業所得） 個人事業主（主たる収入が雑収入・給与所得）

【法人の場合】 申請ID： _____ 法人番号： _____ 氏名： _____
電話番号： _____ 法人名： _____ 生年月日： _____

①申請者の確認

本人確認として、申請ID、電話番号、（法人の場合は）法人名、（個人の場合は）氏名、生年月日を確認します。
（中小法人等の場合は、代表取締役が自らの従業員等に事前確認を受けることを委任できます。）

個人事業主の場合

聴取した申請希望者の氏名と本人確認書類※¹に記載の氏名。
相手方の顔と本人確認書類の写真の一致。
※¹本人確認書類とは、運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面のみ）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証のいずれか。

法人の場合

聴取した申請希望者の氏名、履歴事項全部証明書に記載の代表取締役氏名及び本人確認書類※¹に記載の氏名。 ※²。
相手方の顔と本人確認書類の写真。
※²代表取締役から事前確認を受けることを委任された者である場合には、委任状（委任内容、委任者、受任者が明確である限りは書式自由）に記載された受任者氏名と本人確認書類に記載の氏名の一致を確認。

②事業に関する書類の有無の確認

事業に関する書類（確定申告書の控え、帳簿書類、通帳）の有無を確認します。

収受日付印の付いた※³2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての確定申告書の控え※⁴5の有無を確認。
2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）※⁶の有無を確認。
2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳の有無を確認。
※³e-Tax の場合は受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控えを確認。ただし、個人事業者等において、確定申告書の控えに収受日付印の押印（税務署においてCe-Taxにより申告した場合は、受付日時（の印字）又は受信通知メール（以下、「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書の年度の「納税証明書」を併せて確認する。また、収受日付印等及び納税証明書のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて確認する。
※⁴2019年以降に新規開業した事業者は開業以降に関する書類を確認する。なお、2021年新規開業特例の対象となる申請希望者（2021年1月から同年3月までの間に設立若しくは開業した事業者、又は、2020年1月から同年12月までの間に設立若しくは開業し、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業収入を得ている事業者）については、事務局が設置する登録確認機関のみ事前確認を受け付けるため、その他の登録確認機関においては、同申請希望者の事前確認は行わない。
※⁵個人事業者等の場合は、確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は、住民税の申告書の控え、中小法人等の場合は、合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替することも可。
※⁶書類の量が膨大といった場合においては、任意に選んだ複数の年月（登録確認機関側で選択）について、帳簿書類の有無を確認することも可。

③事業の実態の確認

2019年又は2020年の中から任意に選んだ複数の年月（登録確認機関側で選択）について、帳簿書類及び通帳を確認します。

X1年X2月の取引のうち、任意に選んだ1つの法人等※⁷との取引に関する**請求書又は領収書等について、請求書又は領収書等に記載の「取引先名称」「金額」が通帳に記帳されているか確認。**
<確認に用いた年月（登録確認機関側で選択）>
① 年 月 ② 年 月

申請希望者の事業に関する書類（②及び③関連）が存在しない場合は、事業に関する書類が存在しない合理的な理由（※）があるかを確認します。

※⁷屋号が明らかな場合など、事業を実施していない個人ではないと識別可能な個人事業者も含む。

（※）個人事業者等であって、雑所得又は給与所得で確定申告を行っているか、かつ現金授受による取引を行っているために、請求書や通帳が存在しない場合等

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少しなければ**（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、**月次支援金の給付要件を満たさない**ことを認識しているか確認。
前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、月次支援金の給付要件を満たさない**ことを認識しているか確認。（補足）月次支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳簿その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要であることに加えて、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさない。

④宣誓・同意事項等の確認

申請希望者が給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解していることを、口頭にて確認※⁸9します。

事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、**月次支援金の給付対象ではない**ことを認識しているか確認。
月次支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には**7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務**があることを認識しているか確認。
「地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払い対象となっている事業者」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識しているか確認。

※⁸口頭での質問や確認が難しい場合には、申請希望者と書面を見ながら確認。
※⁹詳細は月次支援金給付規程に記載。

今後、事業を継続する意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識しているか確認。
代表者又は個人事業主本人が**宣誓・同意書を全て読んで上で自署したか**確認。
一時支援金又は月次支援金の給付の申請について、**いずれかの申請が不給付**となった場合には、**全ての一時支援金または月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負う**などすることを認識しているか確認。
月次支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、**全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負う**などするほか、特に**不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負う**ことや、**氏名等の公表及び刑事告発**され得ることを認識しているか確認。

⑤事前確認番号の発行

事前確認番号を申請者希望者にお伝えすることはありません。

申請希望者が、事業を実施していることや月次支援金の給付対象等を正しく理解していることを確認できない場合には、事前確認番号を発行することがありません。また、事前確認通知番号を発行したものの、著しく不審な点があり、申請希望者が給付要件を満たさないおそれがある場合には、その旨を事務局の相談窓口まで報告します。